

瑞生許可第 1 4 - 3 号

許 可 証

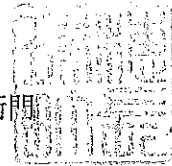
住 所 埼玉県川越市大字下赤坂 6 2 7 番地 7

氏 名 株式会社 遠藤商会
代表取締役 遠藤 孝一

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 4 6 条又は第 4 8 条の
規定により下記のとおり許可する。

平成22年7月30日

瑞穂町長 石塚幸右衛門



平成14年8月1日 許可

一 般 廃 棄 物 の 種 類	厨 芥 ・ 紙 く ず ・ 繊 維 く ず ・ 木 く ず
収 集 運 搬 、 処 分 の 区 別	収 集 ・ 運 搬
運 搬 先	西 多 摩 衛 生 組 合
作 業 区 域	瑞 穂 町 全 域
許 可 の 有 効 期 間	平 成 2 2 年 8 月 1 日 か ら 平 成 2 4 年 7 月 3 1 日 ま で
許 可 の 条 件	(1) 法 律 及 び 条 例 の 遵 守 (2) 住 民 に 迷 惑 を 及 ぼ さ ぬ こ と

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に、瑞穂町長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂町を被告として（訴訟において瑞穂町を代表する者は瑞穂町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。